

東京地域公害防止計画

平成24年3月
東京都

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 都内の環境の状況	1
3 地域の範囲	2
4 計画の目標	2
5 計画の主要課題	3
6 計画の期間	3
第2章 主要課題に係る施策実施状況等	4
1 東京湾の水質汚濁	4
2 横十間川の底質ダイオキシン類汚染	16
第3章 主要課題に対し講じる施策	17
1 東京湾の水質汚濁対策	17
2 横十間川の底質ダイオキシン類汚染対策	19
3 公害防止計画の効果的かつ着実な推進	19
第4章 東京地域公害防止対策事業計画	22
1 下水道の設置又は改築の事業	22
2 しゅんせつ、導水等の事業	25

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

東京都は、政治、経済、文化そして情報が集中する国際的な都市であり、多くの都民が生活し、事業活動が活発に行われ、これらに起因して発生する従来からの産業型公害や、生活を営む上から起因して発生する都市・生活型公害が顕著となっている。

過去、昭和30年代から昭和40年代までにかけての高度経済成長期においては、人口や産業の急速な集積が進んだ結果、大気汚染、水質汚濁及び騒音・振動等の多種多様な公害現象が顕在化し、都民の生命や健康を脅かすに至った。

こうした状況に対処するため、都は、昭和47年に第1次の公害防止計画（10か年計画）を策定し、昭和53年にその後期の5か年について計画を改定、平成22年度までに8回にわたり計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきたところである。

しかし、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んでいくため、東京都環境基本計画を基本に、第9次の公害防止計画の策定を行うこととした。

なお、本計画に記載されていない公害防止に関する諸施策については、東京都環境基本計画による。

2 都内の環境の状況

前期計画の最終年度（平成22年度）における都内の環境の状況は次のとおりである。

(1) 大気汚染

二酸化硫黄については、長期的評価では25測定局中、全局において環境基準を達成している。

二酸化窒素については、一般環境大気測定局では43局の全局で環境基準を達成し、自動車排出ガス測定局では、35局中32局で環境基準を達成している。

一酸化炭素については、長期的評価では28測定局中、全局において環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質については、81測定局の全局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、40測定局の全局で環境基準を達成していない。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、14測定局中、全局で環境基準を達成している。

大気中のダイオキシン類については、20測定地点中、全地点で環境基準を達成している。

(2) 水質汚濁

健康項目については、123測定地点中、全地点において環境基準を達成している。

河川については、BOD（生物化学的酸素要求量）の指標で見ると、56水域中、全水域において環境基準を達成している。底質のダイオキシン類で見ると、1地点で超過

している。

都の地先海域については、COD（化学的酸素要求量）の指標でみると4水域中、3水域において環境基準を達成しておらず、全窒素は環境基準点3地点中2地点において、全りんは環境基準点3地点中1地点において、環境基準値を超過している。他の2県を含む東京湾内の海域については、東京湾5水域のうち、全窒素については2水域で、全りんについては1水域で環境基準を達成していない。東京湾では富栄養化の現象として赤潮の発生がみられる状況にある。

地下水については、一部の地域に環境基準の超過が認められている。

（3）騒音・振動及び悪臭

騒音・振動及び悪臭については、苦情件数も多く、地域に密接した問題であり、関係法令により区市の事務とされている。都は、広域的な観点から主に自動車騒音、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音について調査を行っている。

自動車騒音（面的評価）に関しては、評価の対象とした住居等470,373戸のうち、昼間は55,582戸（12%）、夜間は105,838戸（23%）が環境基準を達成していない。

新幹線鉄道騒音については42測定地点中、7地点において環境基準を達成していないが、新幹線鉄道振動は全地点で指針値以下になった。

航空機騒音については、12測定地点（固定局）中、2地点において環境基準を達成していない。

（4）土壌汚染

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に基づき実施された土壌汚染状況調査は、平成22年度において土地利用履歴調査が602件、土壌汚染状況調査が406件、汚染拡散防止計画が159件、完了届が155件である。

また、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく調査により汚染が判明し、指定区域に指定した区域は、平成23年3月までに146区域となっており、その内、95区域で土壌汚染の除去（浄化）が実施されたことから、指定を解除した。

ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づく対策地域の指定を2か所で行い、その内1か所については汚染土壌を除去し、平成18年6月に指定を解除した。もう1か所については、平成20年に覆土が完了しており、引き続き、都、北区及び独立行政法人都市再生機構の三者で協定に基づきリスク管理協議会を開催するなど、汚染の拡散及び人への暴露を防止するよう、適切なリスク管理を図っていく。

3 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、東京都の区域（島しょ部を除く。）とする。

4 計画の目標

本計画策定に当たっての目標は、表1に示すとおりである。

表1 「東京都地域公害防止計画における目標」

区分		目 標	適用区域																																							
人の健康項目	底質	<p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)</p> <table border="1"> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>年間平均値が150pg-TEQ/g以下であること。</td> </tr> </table>	ダイオキシン類	年間平均値が150pg-TEQ/g以下であること。	全公共用水域																																					
	ダイオキシン類	年間平均値が150pg-TEQ/g以下であること。																																								
水質汚濁	<p>生活環境項目</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">化学的酸素要求量(COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">2mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td colspan="2">8mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>全窒素</th> <th>全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)</td> <td>0.2mg/l以下</td> <td>0.02mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)</td> <td>0.3mg/l以下</td> <td>0.03mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)</td> <td>0.6mg/l以下</td> <td>0.05mg/l以下</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>水産3種、工業用水、生物生息環境保全</td> <td>1mg/l以下</td> <td>0.09mg/l以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性	基準値		化学的酸素要求量(COD)		A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下		B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/l以下		C	環境保全	8mg/l以下		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		全窒素	全りん	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域
項目 類型	利用目的の適応性			基準値																																						
		化学的酸素要求量(COD)																																								
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下																																								
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/l以下																																								
C	環境保全	8mg/l以下																																								
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																																								
		全窒素	全りん																																							
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下																																							
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下																																							
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下																																							
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/l以下	0.09mg/l以下																																							

5 計画の主要課題

本計画において特に重点的に解決を図るべき主要課題は、次のとおりとする。

(1) 東京湾の水質汚濁

東京湾のCODに係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。

(2) 横十間川のダイオキシン類汚染

横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。

6 計画の期間

本計画の実施期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

第2章 主要課題に係る施策実施状況等

1 東京湾の水質汚濁

(1) 汚染状況及び要因分析

東京湾は、約7,500 km²の流域（総量規制地域）を持ち、その流域には日本の人口の2割以上を占める2,900万人が生活している。江戸川、荒川、多摩川、鶴見川、花見川、養老川等の流域を流れる河川の水は最終的には全て東京湾へ流入するため、環境負荷の多い湾となっている。

ア 環境基準の達成状況及び経年的推移

(ア) COD

東京湾の類型指定状況は、内湾の沿岸部がC類型、海域側がB類型となっており、また、運河がC類型となっている。平成22年度の東京都内湾における環境基準の達成状況は、表2-1のとおりであり、環境基準達成率は25%である。

表2-1 東京都内湾の環境基準（COD）の達成状況（平成22年度）

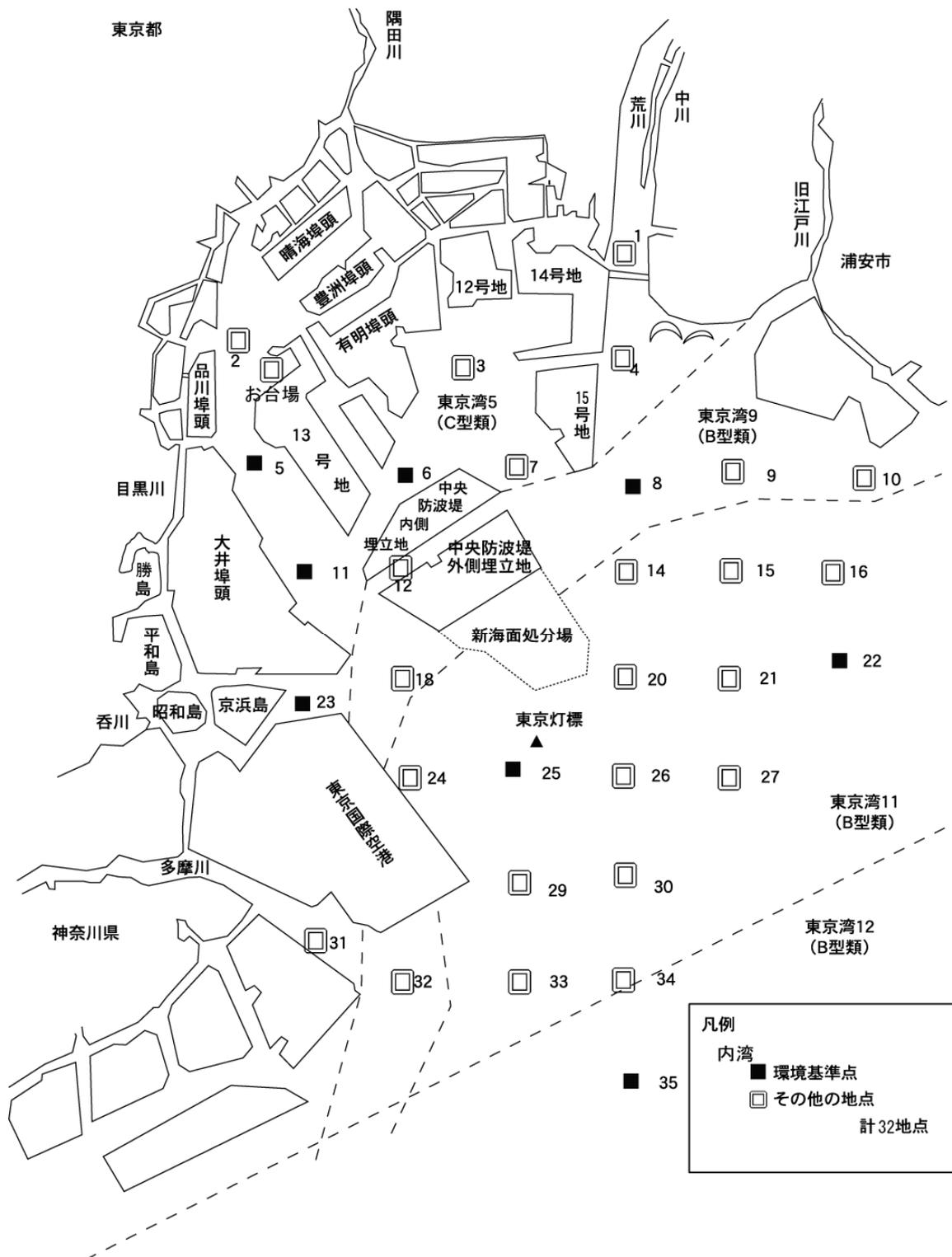
水域区分 地点名	類 型 (環境基準値)	地点数	採水層	75%水質値 (mg/L)	達成状況			
東京湾(9) St. 8	B (3mg/L)	1	上	5.3	—			
			下	3.4	—			
			全	4.2	×			
東京湾(11) St. 22,25		2	上	5.5	5.4	—		
			下	2.3	1.9	—		
			全	4.2	3.6	×		
東京湾(12) St. 35		1	上	4.8	—			
			下	1.6	—			
			全	3.2	×			
東京湾(5) St. 5,6,11, 23	C (8mg/L)	4	上	5.8	5.4	5.8	5.2	—
			下	2.5	2.3	1.8	3.4	—
			全	4.3	4.3	4.4	4.2	○
達成水域数／評価対象水域数		—				1／4		
達成率		—				25%		

注) 達成評価には全層の値を用い、水域内の全環境基準点で75%値が環境基準以下の場合を達成としている。なお、B類型の水域は千葉県及び神奈川県の間県にまたがっているため、環境基準の達成状況は3都県の測定値で評価しなければならないが、ここでは東京都の結果のみで評価している。

※ St: 測定場所（環境基準値点）

東京湾の測定地点図は図2-1、CODに係る環境基準の類型指定は図2-2のとおりである。

図 2-1 東京都内湾の測定地点図



COD の経年的推移をみると、ほぼ横ばいの状況にあり、COD 年度平均値の環境基準適合率については、B 類型の適合率は低い（図 2-3 から図 2-5 まで）。これは、夏期と冬期の上層 COD の比が夏期は冬期の約 2 倍強の濃度となっていることからわかるように富栄養化に伴う赤潮発生の影響である（図 2-6）。

図 2-3 内湾における環境基準適合率の推移（上層 COD 年度平均値）

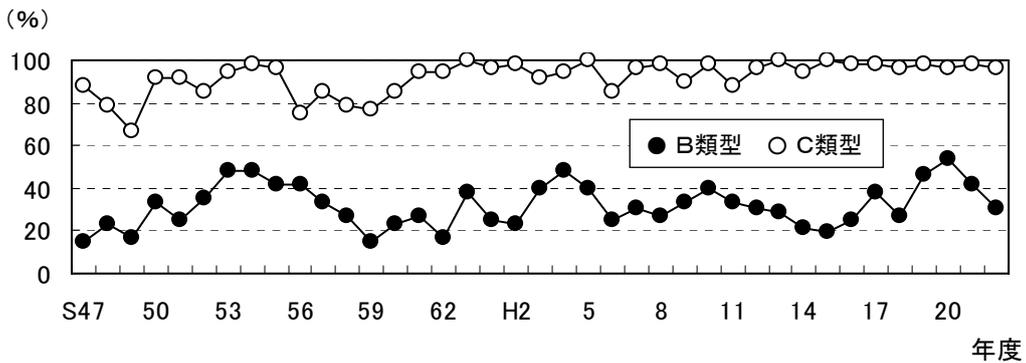


図 2-4 内湾における環境基準適合率の推移（下層 COD 年度平均値）

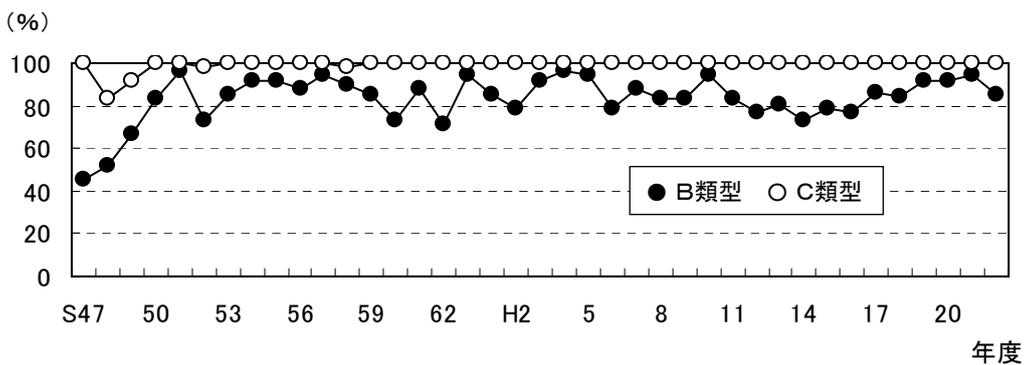


図 2-5 内湾における環境基準適合率の推移（全層 COD 年度平均値）

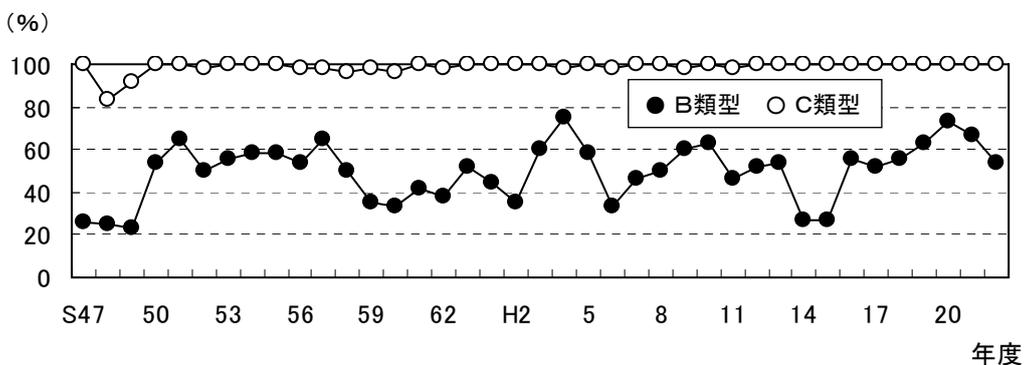
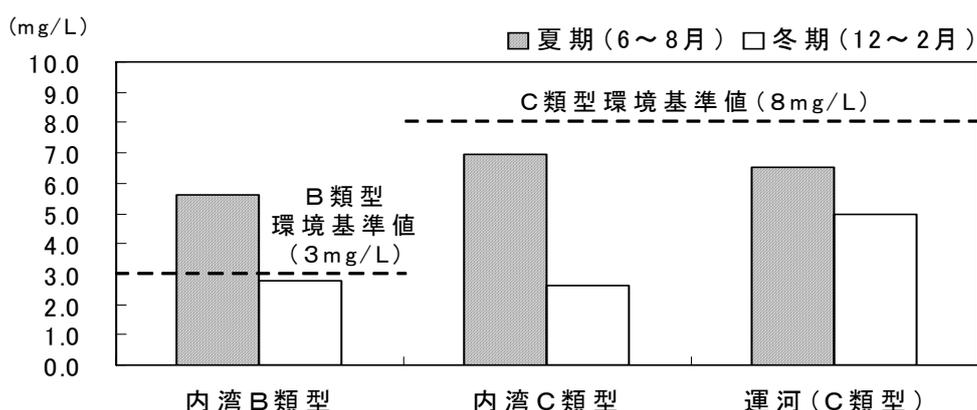


図 2-6 海域上層における夏期と冬期の COD 平均値の比較 (平成 22 年度)



(イ) 全窒素・全りん

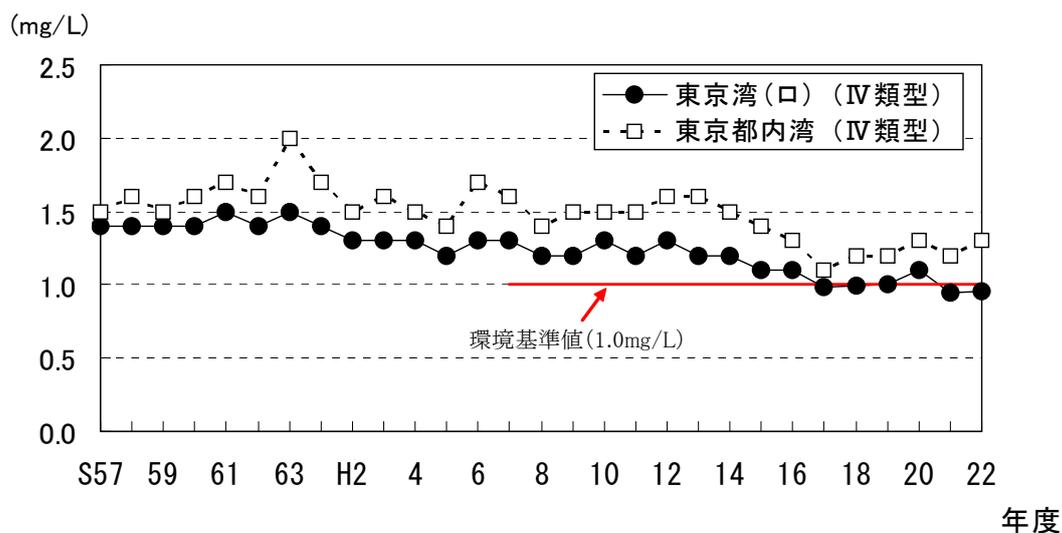
全窒素・全りんについて、表 2-2 のとおり、東京湾 (イ)、東京湾 (ロ) 及び東京湾 (ハ) において環境基準を達成しているが、東京湾 (ロ) のうち東京都内湾では環境基準を上回る状況にある (図 2-7 及び図 2-8)。また、東京湾内の水域である東京湾 (ニ) においては、全窒素・全りんのいずれも環境基準を達成しておらず、東京湾 (ホ) においては、全窒素が環境基準を達成していない。

表 2-2 東京湾水域における環境基準 (全窒素・全りん) の達成状況 (平成 22 年度)

水域名	類型	地点数	採水層	項目	水質 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	達成状況
東京湾(ロ)のうち都内湾	IV	3	上層	全窒素	1.3	1 以下	×
				全りん	0.094	0.09 以下	×
東京湾(イ)	IV	1	上層	全窒素	0.56	1 以下	○
				全りん	0.048	0.09 以下	○
東京湾(ロ)	IV	11	上層	全窒素	1.0	1 以下	○
				全りん	0.078	0.09 以下	○
東京湾(ハ)	IV	1	上層	全窒素	0.65	1 以下	○
				全りん	0.050	0.09 以下	○
東京湾(ニ)	III	10	上層	全窒素	0.68	0.6 以下	×
				全りん	0.057	0.05 以下	×
東京湾(ホ)	II	6	上層	全窒素	0.32	0.3 以下	×
				全りん	0.029	0.03 以下	○

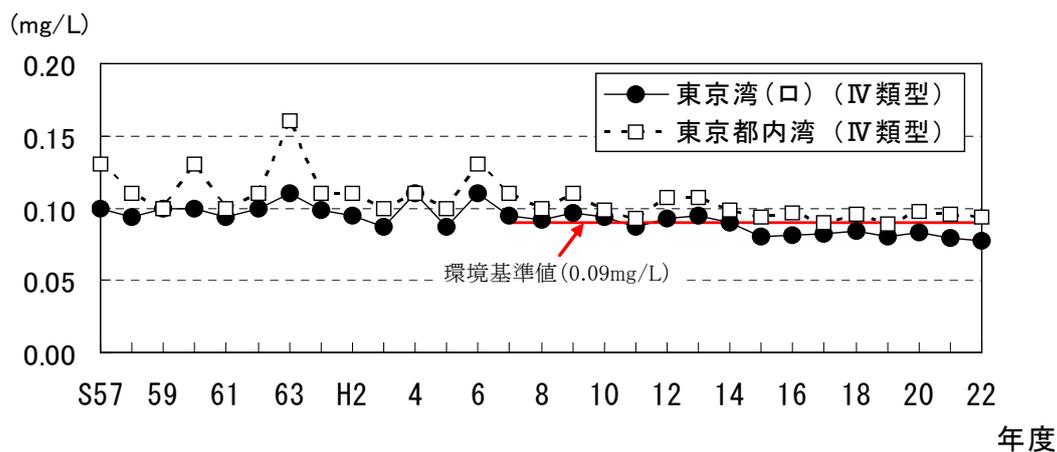
全窒素・全りんの経年的推移をみると、全窒素は図 2-7 のとおり、平成 13 年度から平成 17 年度までの期間は改善傾向を示したが、平成 18 年度以降は横ばい傾向である。一方、全りんは図 2-8 のとおり、ほぼ横ばいで推移している。

図 2-7 海域の全窒素の経年変化



(注) 東京湾 (口) : 神奈川県、千葉県の水域を含めた 11 の環境基準点の平均値
 東京都内湾 : 都の環境基準点 3 地点 (図 2-1 地点番号 22、25、35) の平均値

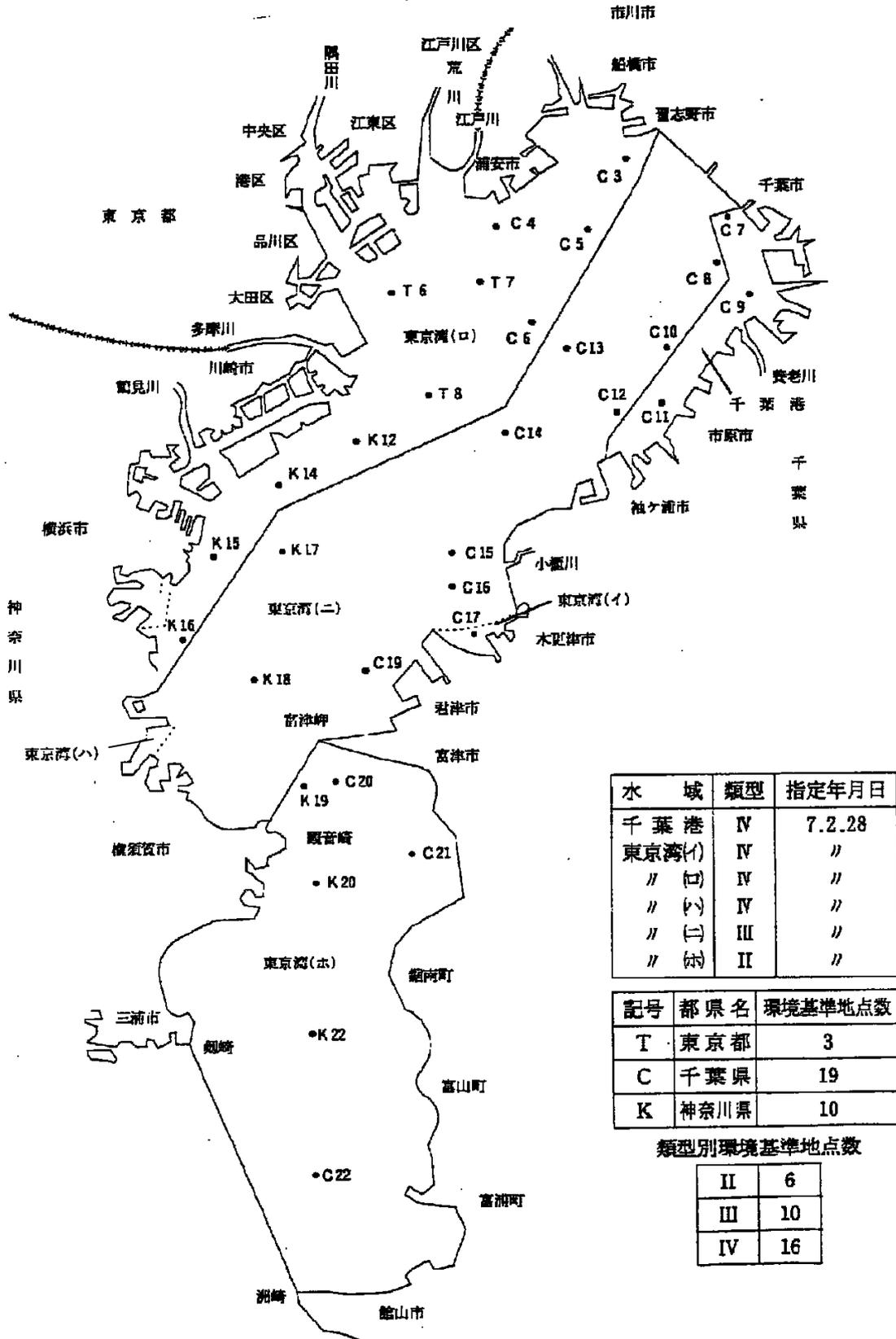
図 2-8 海域の全りんものの経年変化



(注) 東京湾 (口) : 神奈川県、千葉県の水域を含めた 11 の環境基準点の平均値
 東京都内湾 : 都の環境基準点 3 地点 (図 2-1 地点番号 22、25、35) の平均値

東京湾の全窒素・全りんに係る環境基準の類型指定は図 2-9 のとおりである。

図 2-9 東京湾環境基準類型指定状況(全窒素・全りん)



(2) 過去の施策の実施状況及び評価

ア 工場・事業場排水対策

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による水質汚濁物質の発生源対策として、濃度規制及び総量規制を実施してきた。

(ア) 濃度規制

特定事業場に対する規制指導として、届出指導をはじめ、排水基準を遵守させるための立入検査、排水処理施設の改善指導等を実施している。

(イ) 総量規制

東京湾の水質改善を図るため、COD、全窒素及び全りんに対する総量規制を行っている。総量規制が開始された当初は対象項目は COD のみであったが、平成 16 年度を目標年度とする第 5 次の東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（本章及び第 3 章において「総量削減計画」という。）から、窒素及びりんの削減目標量が設定された。これに伴い、七都県市（現九都県市）首脳会議の合意に基づき昭和 57 年から、4 次にわたり策定した「東京湾富栄養化対策指導指針」及び平成 4 年度の「りん及び窒素の水質管理目標値に係る指導指針」等による工場・事業場に対する指導は、総量削減計画の中で行うことになった。

これまでの 6 次にわたる総量削減計画によって、下水道等の生活排水処理施設の整備、総量規制基準が適用される東京湾流域に所在する排水量 50m³/日以上の特定期事業場（以下「指定地域内事業場」という。）に対する総量規制基準の設定及び総量規制基準が適用されない事業場に対する指導等を行ってきた結果、COD 等の汚濁負荷量は著しく削減された。しかしながら、東京湾の環境基準の達成状況は十分改善されたとは言い難い。

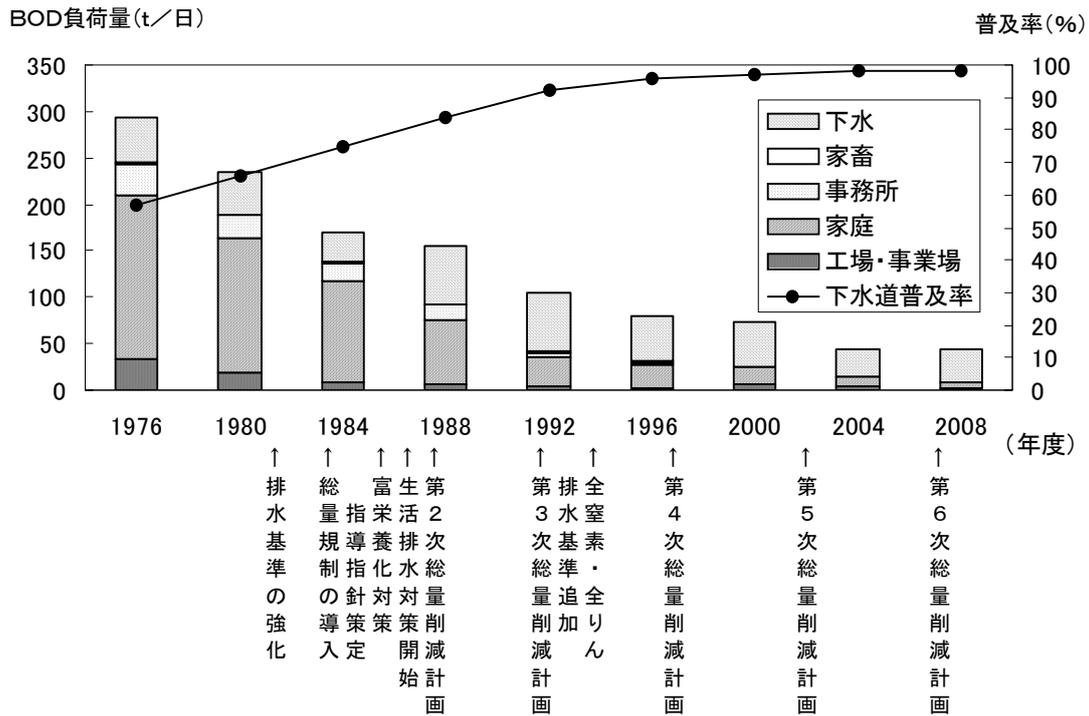
現在は第 6 次に引き続き、平成 26 年度を目標年度とする第 7 次の総量削減計画（平成 24 年東京都告示第 297 号）を策定し、一層の汚濁負荷削減を図ることとしている。

表 2-3 総量削減計画の実施実績

年度	第1次実績	第2次実績	第3次実績	第4次実績	第5次実績			第6次実績		
	S59年度	H元年度	H6年度	H11年度	H16年度			H21年度		
区分	COD	COD	COD	COD	COD	全窒素	全りん	COD	全窒素	全りん
生活排水	109	84	62	54	47	62	4.7	41	53	4.0
産業排水	23	21	11	8	5	3	0.4	4	3	0.3
その他	18	14	11	11	9	13	0.9	9	11	0.8
計	150	119	84	73	61	78	6.0	54	67	5.1

（東京都環境局資料）

(参考) 図 2-10 都内 BOD 負荷量と下水道普及率の推移



(東京都環境局作成)

イ 下水道の整備

下水道の整備を水質汚濁防止対策の主要施策と位置付け、次の施策に取り組んできた。

(ア) 下水道の普及

これまで、都は下水道の普及促進を都政の主要課題とすることなどにより、積極的に取り組んできた。この結果、昭和 50 年度末の下水道普及率は、区部で 63%、多摩地域 30%であったものを、平成 22 年度末では区部 100%概成（平成 6 年度末から 100%概成）、多摩地域 99%と強力に事業推進を図ってきた。各区別の下水道普及状況を表 2-4 に、多摩地域市町村別の普及状況を表 2-5 にそれぞれ示す。

現在、区部で 13 か所の下水処理場、多摩地域で 7 か所の流域下水処理場と 6 か所の単独処理場で生活排水等の処理を行っている。

表 2 - 4 各区別の下水道の普及状況

区 名	全体人口 (人)	普及人口 (人)	平成 22 年度末 普及率 (%)
千 代 田 区	50,903	50,903	100
中 央 区	123,429	123,429	100
港 区	227,991	227,825	※100
新 宿 区	319,193	319,193	100
文 京 区	199,548	199,548	100
台 東 区	181,691	181,691	100
墨 田 区	250,415	250,415	100
江 東 区	474,274	472,789	※100
品 川 区	364,052	363,707	※100
目 黒 区	262,320	262,320	100
大 田 区	694,414	694,102	※100
世 田 谷 区	853,190	852,718	※100
渋 谷 区	207,653	207,653	100
中 野 区	311,690	311,690	100
杉 並 区	538,703	538,388	※100
豊 島 区	266,553	266,553	100
北 区	333,461	333,461	100
荒 川 区	205,263	205,263	100
板 橋 区	535,812	535,743	※100
練 馬 区	708,488	708,256	※100
足 立 区	668,814	665,161	99
葛 飾 区	450,046	448,851	※100
江 戸 川 区	680,380	679,265	※100
計	8,908,283	8,898,924	※100

(注) 1 全体人口は、総務局統計部の資料（平成 23 年 4 月 1 日現在）による。

2 ※印は、普及率 99.5%以上であり、100%概成とした。

(平成 22 年度末現在)

(東京都下水道局資料)

表 2 - 5 多摩地域市町村別下水道普及状況

市 町 村 名	全体人口 (人)	普及人口 (人)	平成 22 年度末 普及率 (%)
八 王 子 市	562,941	559,079	99
立 川 市	178,492	178,492	100
武 蔵 野 市	138,340	138,340	100
三 鷹 市	179,533	179,533	100
青 梅 市	139,941	135,500	97
府 中 市	251,037	251,037	100
昭 島 市	113,628	113,546	※100
調 布 市	221,811	221,811	100
町 田 市	424,951	406,588	96
小 金 井 市	115,625	115,625	100
小 平 市	183,437	183,437	100
日 野 市	177,772	165,974	93
東 村 山 市	153,433	153,433	100
国 分 寺 市	117,371	116,446	99
国 立 市	74,432	74,432	100
福 生 市	59,891	59,891	100
狛 江 市	76,884	76,884	100
東 大 和 市	84,442	84,395	※100
清 瀬 市	73,974	73,928	※100
東 久 留 米 市	116,390	116,390	100
武 蔵 村 山 市	71,625	71,620	※100
多 摩 市	147,171	147,154	※100
稲 城 市	85,005	82,279	97
羽 村 市	57,579	57,579	100
あ き る 野 市	81,808	74,157	91
西 東 京 市	197,652	197,645	※100
瑞 穂 町	34,174	33,334	98
日 の 出 町	16,542	16,538	※100
奥 多 摩 町	6,159	2,268	37
檜 原 村	2,683	1,870	70
計	4,144,723	4,089,205	99

(注) 1 全体人口は平成 23 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録による。

2 ※印は、普及率 99.5%以上であり、100%概成とした。

(平成 22 年度末現在)

(東京都都市整備局資料)

(イ) 高度処理施設の整備

下水道が普及するのに従い、河川水量に占める下水処理場排水の比率が高まってきたことから、河川の水質保全における下水処理場排水の寄与度が相対的に大きくなってきている。

このため、汚濁負荷削減に向けた高度処理の導入を計画的に進めている。主にBOD及びSS（浮遊物質）の除去効率を向上させる、急速砂ろ過法、生物膜ろ過法や、窒素、リンの除去効率を向上させる嫌気-無酸素-好気法の導入により、放流水質の向上を図っている。平成22年度末では、14か所の水再生センターで高度処理を実施している。

(ウ) 合流式下水道の改善

合流式下水道では、雨天時に汚水の一部が雨水とともに公共用水域に流出する雨天時越流水が、公共用水域の水質保全上の課題となっている。

この雨天時越流水による汚濁負荷を軽減するために、下水管（しゃ集管きよ）の増強や、貯留施設の整備を進めている。また、これら施設の完成までには、長い年月と多大な費用が必要である。そこで、短期間に事業効果を実感できる「合流改善クイックプラン」を実施し、さらに、その効果を確認した上で新たな整備手法などを導入した「新・合流改善クイックプラン」を策定し、効果的な対策を実施してきた。

ウ 汚泥等のしゅんせつ

東京港内、特に運河に堆積している汚泥等は、悪臭を発生し付近住民に不快感を与え、生活環境を著しく悪化させている。こうした現状を改善するため、昭和47年度から継続的に汚泥等のしゅんせつ及び覆土を実施しており、平成19年度から平成22年度までに194,077 m³の汚泥等のしゅんせつ等を実施している（表2-6）。

また、河川においては、汚泥等の堆積が著しい隅田川、新河岸川、日本橋川、中川、新中川、目黒川等の河川について、水質の改善及び悪臭の防止を図るため、平成19年度から平成22年度までに351千m³の汚泥等をしゅんせつしている。

表2-6 運河における汚泥しゅんせつ事業の実績

(単位：m³)

実績 地区	実績土量 (平成19～平成22年度)
江東	104,829
芝浦	89,248 (3,285)
港南	0
計	194,077 (3,285)

注) 括弧書きは覆土実績 (m³) (東京都港湾局資料)

エ その他の対策

海洋性廃棄物対策、船舶廃油対策、流出油対策等を実施することで、海岸及び周辺海域での水質浄化を図っている。

また、砂浜、干潟、浅場等の整備や運河部等における近自然型護岸等生物に配慮した護岸整備等を通じて微生物や水生生物等が持つ自然浄化能力の向上を図り、水質改善につなげている。

2 横十間川の底質ダイオキシン類汚染

(1) 汚染状況

横十間川では、平成 12 年度の調査において高濃度のダイオキシン類が確認された。平成 14 年度に水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準が設けられたことを受け、平成 15 年度に汚染範囲確定調査を実施したところ、最大 19,000pg-TEQ/g の汚染を確認した。

(2) 原因分析

横十間川のダイオキシン類汚染汚泥の特徴は次のとおりである。

- ・ P C D F s (ポリ塩化ベジソフラン) の割合が高い。
- ・ 発生要因は、塩素処理由来、燃焼由来などが考えられる。
- ・ 高濃度 (1,000pg-TEQ/g 以上) 汚泥の鉛直分布は限定的 (底泥の表層 (0.25m) に堆積) であり、また、平面分布もおおむね限定的 (60m×10m) である。

高濃度汚泥が分布する区域は昭和 61 年度に維持しゅんせつが行われており、当該区域が底泥表層に限定されていることから、それ以降に堆積したことが考えられる。また、ダイオキシン類汚染汚泥の分布状況及びその濃度が非常に高いことから、事故や水上からの不法投棄が汚染の原因と考えられる。

なお、当該区域での事故等の履歴がなく、汚染原因者を特定することはできなかった。

(3) 過去の施策の実施状況及び評価

都では、平成 15 年 10 月から「横十間川底質関連対策検討会」を設置して具体的な対策等について検討を進め、高濃度汚染汚泥の原位置固化処理、モニタリング、汚泥等のしゅんせつ及び無害化処理並びに護岸裏への封じ込めを実施していくこととした。

平成 17 年度までに、高濃度汚泥の原位置固化処理を計画どおり実施した。

平成 18 年度から、水質及び底質のモニタリング並びに固化体 (供試体) の圧縮強度試験及び振とう溶出試験を実施しており、これまでのところ、高濃度ダイオキシン類の溶出が想定される事象は観測されていない。

第3章 主要課題に対し講じる施策

1 東京湾の水質汚濁対策

(1) 達成目標

- ・ 「水質汚濁に係る環境基準について」別表2「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、海域に係る環境基準達成に向け東京湾のCOD、全窒素及び全りん荷量のより一層の削減を図る。
- ・ 環境大臣が定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（平成23年6月。以下「総量削減基本方針」という。）」に基づき、平成26年度までに、第7次の総量削減計画に定められた化学的酸素要求量（表3-1）、窒素含有量（表3-2）及びりん含有量（表3-3）の削減目標量を達成する。

なお、総量削減基本方針が改定された場合は、総量削減計画を改正し、同方針に定められた目標年度までに各汚濁負荷量の削減目標の達成を目指すこととする。

表3-1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量（COD）

区 分	削減目標量 (トン/日)
生活排水	41
産業排水	4
その他	8
計	53

表3-2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量（窒素含有量）

区 分	削減目標量 (トン/日)
生活排水	52
産業排水	3
その他	11
計	66

表3-3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量（りん含有量）

区 分	削減目標量 (トン/日)
生活排水	3.7
産業排水	0.3
その他	0.8
計	4.8

(2) 講じる施策

ア 生活排水対策

東京湾に流入するCOD、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るには、汚濁負荷の割合が大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが重要である。

このため、下水道の整備や地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、これらの生活排水処理の高度化及び施設の適正な維持管理等の生活排水対策を、市町村等と協力しながら、計画的に推進する。

(ア) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、国の社会資本整備重点計画等との整合を図りつつ、平成26年度までに、第7次の総量削減計画に掲げる表3-4の処理人口を目標にその整備を促進し、総量削減基本方針が改定された場合は、同方針に定められた目標年度までに処理人口の目標の達成を目指すこととする。また、平成36年度を目標年次としている多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道整備計画区域における全人口への下水道の普及を目指し、その整備を実施していく。

下水道普及地域においては、下水処理施設の維持管理の徹底等により、排水水質の安定及び向上に努める。また、窒素及びりんの高処理施設について整備の促進を図る。加えて、高度処理が当面導入できない施設においても、既存施設の設備改良等と運転管理の工夫を組み合わせ、窒素又はりんを削減する処理（準高度処理）を推進する。

表3-4 下水道整備目標

年度	区域	行政人口(千人)	処理人口(千人)
平成 26	区部	8,898	8,898
	多摩部	4,126	4,097
	計	13,024	12,995

(注) 行政人口は、指定地域内の推計人口である。
処理人口は、指定地域内の処理人口（推計）である。

(イ) 合流式下水道の改善

降雨初期の特に汚れた下水を一時貯留する施設の整備を引き続き推進する。貯留した下水は、晴天時に下水処理場で処理することにより、合流式下水道からの越流水による汚濁負荷の削減を図っていく。

また、再開発に合わせて合流式下水道の部分分流化や雨水吐口におけるごみ等の流出抑制対策、雨水浸透施設の設置等を推進し、東京湾の水質改善に努める。

(ウ) その他

浄化槽の整備等、し尿処理施設の適正管理及び家庭でできる雑排水対策についての普及啓発を推進する。

イ 産業排水対策

(ア) 総量規制基準が適用される指定地域内事業場に対する対策

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮して、業種等の区分ごとに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を設定し、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

(イ) 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場については、都民の健康と安全を

確保する環境に関する条例に基づく濃度規制を徹底するとともに、排出水の実態等を考慮し、小規模事業場排水対策マニュアル（平成13年3月環境省環境管理局）等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

ウ 汚泥等のしゅんせつ

河川及び東京港において、堆積した汚泥等のしゅんせつを継続して実施することにより、水質の改善や悪臭の防止を図る。計画期間におけるしゅんせつ計画は表3-5のとおりである。

表3-5 汚泥等しゅんせつ計画

(単位：千 m^3)

河川		東京港	
河川名	しゅんせつ土量	地区名	しゅんせつ土量
隅田川	588.4	江東	275.3
新河岸川	311.0	芝浦	104.5
日本橋川	11.3	港南	51.0
合計	910.7	合計	430.8

エ その他の対策

海洋性廃棄物対策、船舶廃油対策及び流出油等対策を継続して実施することで、海岸及び周辺海域での水質浄化を図っていく。

また、砂浜、干潟、浅場等の整備や運河部等における近自然型護岸等生物に配慮した護岸整備等を行い、微生物や水生生物等が持つ自然浄化能力の向上を図り、水質改善につなげていく。

2 横十間川の底質ダイオキシン類汚染対策

(1) 達成目標

底質ダイオキシン類の環境基準の達成及び人の健康被害の防止を図る。

(2) 講じる施策

ア モニタリング

近傍での水質モニタリングを毎年度行うほか、しばらくの間、原位置固化処理実施箇所において水質及び底質のモニタリングを隔年で行う。

イ 汚泥等のしゅんせつ・無害化処理等

高濃度汚染汚泥等についてしゅんせつ及び無害化処理を実施するとともに、低濃度汚染汚泥等について護岸裏への封じ込めを実施し、水底の底質におけるダイオキシン類の除去を行う。

3 公害防止計画の効果的かつ着実な推進

(1) 計画の着実な推進

本計画の実効性を確保し、目標を達成するためには、国、区市町村、近隣自治体等と連携、協力し、様々な取組を自主的かつ積極的に推進する必要がある。そのため、計画の趣旨及び内容について周知し、現状と課題に対する共通の認識の下、国の関係機関、都の関係部局及び区市町村と密接な連携を図り、相互協力体制の更な

る強化に努める。

また、広域的な課題に対しては、九都県市首脳会議の活用により、引き続き強固な連携の下、計画された事業を推進する。

(2) 計画の進捗状況の点検

ア 汚濁発生源の監視

(ア) 汚濁発生源に対して立入検査を行い、排水基準の遵守状況等について適切な規制及び指導をする。

(イ) 指定地域内事業場に対し、水質汚濁防止法第 14 条の規定に基づき測定した排出水の汚濁負荷量を報告させ、総量規制基準の遵守状況を監視する。

なお、水域別の指定地域内事業場数を表 3-6 に示す。

表 3-6 水域別指定地域内事業場数 (平成 22 年度末)

水 域	指定地域内 事業場数	排 水 量 別 内 訳		
		50m ³ /日未満	50m ³ /日以上400m ³ /日未満	400m ³ /日以上
江戸川	7	4	2	1
隅田川	129	118	4	7
荒川	59	59	0	0
綾瀬川	45	42	1	2
中川	21	19	0	2
城南河川	2	2	0	0
多摩川	1271	1190	53	28
南部河川	124	103	18	3
北部河川	322	307	12	3
東京湾	145	137	2	6
計	2125	1981	92	52

イ 環境の監視

(ア) 水質測定計画に基づく水質測定調査

都内の公共用水域の水質の実態を把握するため、毎年度、水質測定計画を策定し、水質測定調査を行う。

なお、平成 23 年度の水質測定計画は、表 3-7 のとおりである。

表 3-7 公共用水域の水質測定計画 (単位：地点)

測定地点数	河川	105(国土交通省 22、八王子 9、町田市 4を含む。)
	湖沼	2
	運河	19
	内湾	32
	計	158
測定項目	生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全りん、フルマルヘキサシアン抽出物質、全亜鉛
	健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-シオキサソ
	特殊項目	銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フェノール類
	水道水源水域の監視項目	トリハロメタン生成能
	要監視項目	(健康項目)クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロペン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、イソキサチオン、タライジン、フェニトロチオン、イプロチオラン、クロロ知ニル、プロピザド、ジクロルボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロトロフェン、EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、モリグテン、アンチモン、ニッケル、オキシ銅、塩化ビニルモノマー、エピクロヒドリン、全マンガン、ウラン (水生生物保全項目)クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド
	その他	陰イオン界面活性剤(MBAS)、アンモニア性窒素、りん酸性りん、全有機体炭素、塩化物イオン、フランクシ、クロフィル、電気伝導率、プランクトン沈殿量、溶存性化学的酸素要求量、溶存性有機体炭素、ふん便性大腸菌群数、気温、水温、色相、臭気、透視度、流量、透明度、風向、風速、塩分

(イ) 二次汚濁実態調査

東京湾における二次汚濁の実態を把握するために、水質測定調査に上乗せして環境基準点（8地点）において実施する。

- ・水質：プランクトン、クロロフィル、粒子状有機体炭素、粒子状有機体窒素及び溶解性全りん
- ・底質：全窒素、全りん及び硝酸性窒素

(ウ) 赤潮調査

赤潮発生状況（範囲、赤潮の種類等）を把握するため、赤潮の多発する春から夏までにかけ調査を重点的に行っていく。

(エ) 広域水質総合調査

東京湾全体の汚濁状況を統一的に把握するため、千葉県と共同して水質調査を重点的に行っていく。

(オ) 水生生物調査

東京湾の総合的な水環境の状況を把握するため、水質等の理化学的な水質判定と併せて、生物学的な水質判定として、東京都内湾の水生生物調査を実施していく。

(カ) 水質事故対策

公共用水域において汚水、酸欠等による魚類へい死等の事故が発生した場合には、従来から関東地方水質汚濁対策連絡協議会の異常水質汚濁通報連絡要綱及び事故対策要綱に基づき関係行政機関と協力して対処しており、今後も事故時の措置の徹底を図る。

(キ) その他の調査

上記（ア）から（カ）までのほか、追跡調査、事故等の調査、関係機関との共同調査などを行っていく。

ウ 計画の進行管理

第1章4に掲げた本計画の目標を達成するため、第3章に掲げた達成目標が計画期間内に達成されるよう、同章に掲げられた施策を推進する。

施策の進捗状況、環境の状況等を把握するため、毎年度の状況調査を実施する。また、計画終了時点においても施策全体の進捗状況とその効果を整理し、計画期間中の施策の達成状況の分析評価を実施する。

第4章 東京地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)第2条の2第1項に基づき、東京地域公害防止計画において、地方公共団体が中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び町田市において実施する同項に規定する事業に関する東京地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。なお、以下に定める事業は、東京地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 八王子市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

八王子市

ウ 実施場所

八王子市(北野下水処理場)

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(以下「総量削減計画」という。)を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(2) 八王子市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

八王子市

ウ 実施場所

八王子市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する八王子市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(3) 町田市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

町田市

ウ 実施場所

町田市（成瀬クリーンセンター及び鶴見川クリーンセンター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(4) 町田市公共下水道の設置及び改築（(3)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

町田市

ウ 実施場所

町田市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する町田市の管渠等の設置

及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(5) 区部における公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

港区（芝浦水再生センター）、江東区（砂町水再生センター及び有明水再生センター）、大田区（森ヶ崎水再生センター）、北区（浮間水再生センター）、板橋区（新河岸水再生センター）及び足立区（中川水再生センター及びみやぎ水再生センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(6) 区部における公共下水道の設置及び改築（(5)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区、港区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、北区、板橋区及び足立区

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合するウに掲げる区における管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及

び全りんの環境基準の達成に資する。

(7) 多摩川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

八王子市（八王子水再生センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(8) 多摩川流域下水道の設置及び改築（(7)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

八王子市及び町田市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量の削減のため、同湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画に適合する市における管渠等の設置及び改築を行うことにより、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

2 しゅんせつ、導水等の事業

(1) 東京港におけるしゅんせつ

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第2号
- イ 実施主体
東京都
- ウ 実施場所
中央区、港区、江東区、品川区及び大田区（東京港）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
東京湾の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係
東京港内の江東地区（江東区及び中央区）、芝浦地区（港区、品川区及び大田区）及び港南地区（大田区）の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(2) 隅田川におけるしゅんせつ

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第2号
- イ 実施主体
東京都
- ウ 実施場所
中央区、墨田区、江東区、北区及び足立区（隅田川）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
東京湾の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係
東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、隅田川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(3) 新河岸川におけるしゅんせつ

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第2号
- イ 実施主体
東京都
- ウ 実施場所
北区及び板橋区（新河岸川のうち北区及び板橋区の区域内に存する部分）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、新河岸川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(4) 日本橋川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

中央区（日本橋川のうち中央区の区域内に存する部分）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

東京湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

東京湾の汚濁負荷量削減のため、東京湾における東京都の総量削減計画を踏まえ、日本橋川の汚泥等のしゅんせつを行い、同湾の水質汚濁に係る COD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(5) 横十間川におけるしゅんせつ

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

イ 実施主体

東京都

ウ 実施場所

墨田区及び江東区（横十間川）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

横十間川のダイオキシン類汚染

カ 該当する主要課題との関係

横十間川のダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ・無害化処理を行い、ダイオキシン類による水底の底質汚染に係る環境基準の達成及び人の健康被害の防止に資する。